平成２０年（フ）第２２４９３号
東京都大田区大森北１丁目18番２号
破産者　株式会社フルーツパラダイス
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３６６１号
東京都北区浮間３丁目１－４－405
破産者　藤本　修二
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４１１１号
東京都東村山市栄町２丁目32－５－801
破産者　峯岸　　豪
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４３２３号
東京都昭島市緑町５丁目13―10
破産者　大熊　美之
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２０号
東京都豊島区南大塚１丁目51番18―102号
破産者　株式会社大勝電設工業
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８３号
群馬県高崎市飯塚町1202番地23
破産者　株式会社スターマツクス
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９６８号
東京都新宿区高田馬場３丁目８番32号
破産者　日達製針株式会社
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９６９号
埼玉県川越市大字古谷本郷1492－５－Ｈ－１棟110
破産者　日達　清和
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４５４号
東京都東村山市久米川町５丁目32番地14
破産者　有限会社ＫＩＴ北多摩自動車
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２５５９号
千葉県松戸市小金原４丁目９―62
破産者　梨本　敏之
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６２４７号
東京都港区虎ノ門５丁目２番５号
破産者　株式会社ワイ・アール・リサーチ
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６２４８号
東京都町田市能ヶ谷町3028―21　アネーズＡ―102、開始決定時の住所東京都港区虎ノ門５丁目３－９－401
破産者　佐々木康弘
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７０１０号
東京都品川区東品川３丁目４―19―306
破産者　田中　　耿
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７０１１号
東京都品川区東品川３丁目４―19―306
破産者　田中　敏江
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７２３３号
東京都荒川区町屋３丁目２－１－416
破産者　新井　幸夫
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４６５号
埼玉県春日部市粕壁１丁目９番25号
破産者　有限会社久保石材
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４６６号
埼玉県春日部市粕壁１丁目９―25
破産者　久保　文夫
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４６７号
愛知県豊橋市中岩田３丁目12番地の18
破産者　大和総合企画株式会社
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４６８号
愛知県豊橋市横須賀町元屋敷21
破産者　中川　定則
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７８５号
東京都文京区後楽２丁目23番７号
破産者　有限会社エルユーオフィス
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７８６号
東京都文京区小石川３丁目２－６
破産者　狩野勇気夫
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７９３２号
東京都中央区勝どき１丁目１番１―1417号
破産者　有限会社第二明昭
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０１６号
東京都港区六本木７丁目17番22号
破産者　ゴーイング株式会社
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部